1 事業全般について

Q1. 事業の目的は。

A. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化のリスクが高い障がい福祉サービス等事業所の利用者及び支援にあたる職員に対し、事業所が積極的にPCR検査等を受診させることで、感染者の発生を把握し、早期の措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図ることを目的とします。

Q2. 事業の対象となる事業所は。

A. 足立区内において次のいずれかに該当する事業を行う事業所です。

1 障害者総合支援法第5条第1項に規定する

居宅介護

重度訪問介護

同行援護

行動援護

生活介護

自立訓練

就労移行支援

就労継続支援

短期入所

共同生活援助

施設入所支援 ※令和4年1月15日追加

2 児童福祉法第6条の2の2に規定する

児童発達支援

放課後等デイサービス

ただし、上記に関わらず、事業所が次のいずれかに該当する場合は、対象とはなりません。

- ・都の事業等により、検査を受けている場合。
- ·<u>同一事業者で介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援を</u> 実施している場合。
- •その他区長が特に補助対象としないと認めた場合。

Q3. 事業の補助対象者は。

- A. 以下のとおりです。なお、事業種別ごとに異なりますので、必ずご確認ください。
 - ①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
 - ⇒ 直接に利用者を支援する職員
 - ②生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
 - ⇒ 直接に利用者を支援する職員、新規に利用を開始する利用者、<u>現在利用している利用者</u> (令和4年4月1日追加)
 - ③短期入所
 - ⇒ 新規に利用を開始する利用者、<u>直接に利用者を支援する職員、現在利用している利用者</u> (令和4年4月1日追加)
 - 4)共同生活援助
 - ⇒ 直接に利用者を支援する職員、新規に利用を開始する利用者、現在利用している利用者 ⑤施設入所支援
 - ⇒ 直接に利用者を支援する職員(ただし、保健所から濃厚接触者として認定された者が、待機解除のためにPCR検査等を受診した場合に限る。)
 - ⑥児童発達支援、放課後等デイサービス
 - ⇒ 直接に利用者を支援する職員、新規に利用を開始する利用者、<u>現在利用している利用者</u> (令和4年4月1日追加)
 - ※「新規に利用を開始する利用者」とは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、 当該利用者と利用契約を締結した者又は締結予定の者であって、原則として足立区が援護を実施する者です。
 - ※「現在利用している利用者」とは、令和5年4月1日時点で、当該事業所と利用契約を締結している者であって、原則として足立区が援護を実施する者です。
 - ※「直接に利用者を支援する職員」とは、常勤・非常勤問わず、直接利用者を支援する者です。
- Q4. 職員が複数の事業所で兼務している場合等の取り扱いは。
- A. 対象となる事業所のうち、最も勤務時間数の多い事業所で申請してください。
- Q5. 検査機関を選定する際の注意点は。
- A. 本事業では、医療体制がひっ迫することを防ぐため、原則として民間の検査機関とします。 検査機関の選定の際は、厚生労働省の通知(令和2年11月24日付事務連絡「新型コロナウイ ルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」)を確認いただいたうえで、インターネット等をご活用ください。
 - 上記の場合でも受検機関が見つからない場合は、【障がい福祉課】にご相談ください。
 - ※保健所では、自費検査の検査機関は案内できません。

Q6. 申請の流れを教えてほしい。

- A. 1 検査の必要性や実施時期、対象者の範囲、検査機関、検査結果に応じた体制等を計画(検討)。
 - 2【交付申請】区ホームページから申請書類をダウンロードし、法人ごとに、以下の書類を作成の上、障がい福祉課へ提出。

【提出書類】①PCR検査等経費補助事業交付申請書(第1号様式)、②見積書・契約書等事業の内容が確認できる資料、③積算内訳書、④その他参考資料

【提出締切】 <u>令和6年2月29日(木)</u>必着

- 3 交付決定通知書を受領後に、PCR検査等を受検。 ※検査実施前に、必ず本人に検査実施の同意を得てください。
- 4 【実績報告】検査が完了し、検査結果が判明した後、速やかに以下の書類を提出。

【提出書類】①PCR検査等経費補助事業実績報告書(第7号様式)、②補助対象経費計算書、③納品書、請求書、領収書等事業の実績が確認できる書類

【提出締切】 <u>令和6年3月29日(金)</u> ※3月30日(土)、31日(日)に検査を実施する場合は事前にご相談ください。

- 5 補助金額確定通知書を受領後に、請求書兼口座振替依頼書(第9号様式)を提出。 ※請求書提出の2~3週間後に補助金を振り込みます。
- 6 補助金にかかる消費税仕入控除税額が確定した後、速やかに以下の書類を提出。 【提出書類】①PCR検査等経費補助事業消費税仕入控除税額報告書(第10号様式)、②積 算内訳書
- ※「消費税仕入控除税額報告書」に基づく返還金が発生した場合の対応は、別途ご案内させていただく予定です。

Q7. この経費補助事業により、職員や利用者に受検を義務付けることになるか。

A. 本事業は、検査を義務付けるものではありません。検査実施の際の事業所の費用負担を軽減するものです。各事業者(所)において、必要に応じて検査を実施してください。 ただし、受検させる場合には、<u>同意書をもらう等必ず本人(必要に応じて家族)の同意を得て実</u>施してください。

Q8. 事業申請における注意点は。

A. 本事業は、保険適用に該当しない検査(いわゆる自費検査)について、事業者において検査を行う必要があると判断した場合に申請いただくものです。症状のある方など感染が疑われる場合は、本事業ではなく、必ず適切な相談窓口に連絡してください。また、検査実施の際は、事業者の責任において行うとともに、検査結果が陽性となった場合に備え、あらかじめ事業者内における連絡体制、人員体制の確保策、入所者(利用者)の隔離・介護・搬送方法など必要と思われる事項について検討したうえで、本事業をご活用ください。

Q9. 令和4年度実施の本事業との変更点は。

A. ありません。令和4年度と同様に、令和5年度の補助対象期間も4月から3月までです。なお、補助対象となる検査回数は、1人につき12回までです。

2 交付申請等について

- Q1. 交付申請は複数回可能か。
- A. 交付申請は、事業者(法人)分として1回行うだけではなく、事業者(法人)の中で事業所ごとに分けて複数回行う申請も可能です(事業所内で複数回に分ける申請はご相談ください。)。なお、補助対象になる検査は、原則として1人につき12回までです。
 - ※実績が交付申請を下回る場合は、実績報告書提出の際に、正しい実績をご報告ください。 ※実績が交付申請を上回る場合は、変更申請が必要になります。詳細は障がい福祉課までお 問い合わせください。
- Q2. 交付申請書「4添付資料」を作成する際の注意点は。
- A. PCR検査等の実施時期(予定)、実施方法(検査方法や検体採取の方法など)、実施対象者(職員、利用者(新規または利用中))が判別できる資料を作成してください。また、事業所の事業種別(短期入所、共同生活援助など)を明記してください。 ※区ホームページの様式データ「参考書式」もご活用ください。
- Q3. 交付申請書「4添付資料(2)積算内訳」とは。
- A. 検査対象者(事業種別、職員・利用者(新規または利用中)の種別)と人数、検査実施に要する 費用などを明記してください。 ※区ホームページの様式データ「参考書式」もご活用ください。
- Q4. 補助金の振込までにどれくらい時間がかかるか。
- A. 請求書を提出してから概ね2週間から3週間程度です。ただし、書類に不備がある場合はこの限りではありません。
- Q5. 実績報告書の提出時期は。
- A. 計画する検査の全ての結果が判明し、検査機関への支払いが完了した場合、実績報告の締切を待たずに速やかに以下の書類を提出ください。

【提出書類】①PCR検査等経費補助事業実績報告書(第7号様式)、②補助対象経費計算書、 ③納品書、請求書、領収書等事業の実績が確認できる書類

【提出締切】 <u>令和6年3月29日(金)</u>

- ※提出締切間際は、書類提出が集中することが想定され、補助金の振り込みまでに時間がかかる可能性があります。
- ※検査費用を支出しても、<u>PCR検査等の実施期間終了日</u>時点(<u>3月31日</u>)で検査結果が判明していないと、補助対象にはなりませんのでご注意ください。
- ※3月30日(土)、31日(日)に検査を実施する場合は事前にご相談ください。
- Q6. 消費税仕入控除税額報告書の提出時期は。
- A. 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む)は、PCR検査等経費補助事業消費税仕入控除税額報告書(第10号様式)を速やかにご提出ください。なお、申請者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本部等)で消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本部等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をお願いします。※当該仕入控除税額の全部又は一部を区に返還いただく場合があります。その際の対応方法等については、別途ご案内する予定です。
 - ※仕入控除税額についての詳細は、国税庁ホームページなどでご確認ください。

- Q7. 申請書類等は直接持参することは可能か。
- A. 可能です。

3 検査の実施方法等について

- Q1. PCR検査等の種類は。
- A. PCR検査と抗原定量(定性)検査です。なお、検査キットを使用する場合は、「研究用」ではなく、「医療用」を使用してください。

(参考)厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)の承認情報」 ⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

- Q2. 補助対象経費は。
- A. 検査費用、検体採取料、検体輸送代及び結果判断料です。文書料、診断書料、検査機関までの 交通費、キットの運送費等は補助対象とはなりません。 ※ただし、PCR検査キット等で、補助対象とならない運送費などを含む全体の金額の明示しか ない場合(内訳が区別できない場合)は、全体の金額を補助額として申請してください。
- Q3. 補助される金額はいくらか。
- A. 補助上限額はPCR検査20,000円/回、抗原定量(定性)検査7,500円/回です。 これと実際に負担した額を比較して少ない方が、1回あたりの補助額となります。
- Q4. PCR検査等は何回でもできるのか。
- A. 補助の対象は、1人につきPCR検査または抗原定量(定性)検査を12回までです。
- Q5. PCR検査等の実施期間はいつからいつまでか。
- A. <u>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</u>の間です。各事業者で判断し、適切に実施してください。なお、例えば、入所開始日などでも、施設が適切と判断すれば補助の対象となります。
- Q6. 実績報告期限までに、経費の支出はあるが、PCR検査等の結果が未判明である場合、補助対象となるか。
- A. 補助対象とはなりません。 ※補助対象は、PCR検査等の実施期間終了日時点(3月31日)までに検査結果が判明しているものに限ります。検査機関への支払いを行なっていても、検査結果が判明していないものは補助対象外です。)
- Q7. PCR検査等が受けられるのはどこか。
- A. 本事業では、医療体制がひっ迫することを防ぐため、原則として民間の検査機関とします。 検査機関の選定の際は、厚生労働省の通知(令和2年11月24日付事務連絡「新型コロナウイ ルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依 頼について」)を確認いただいたうえで、インターネット等をご活用ください。 上記の場合でも受検機関が見つからない場合は、【障がい福祉課】にご相談ください。 ※保健所では、自費検査の検査機関は案内できません。
- Q8. 東京都外の民間検査機関で受検した場合も対象となるか。
- A. 対象となります。ただし、受検する民間検査機関に医師が関与しているか、関与している場合に どのような対応が行なわれるか等、検討先の検査機関の情報と事業者の状況を鑑み、適した機 関で実施するよう注意する必要があります。

- Q9. 施設の職員が発熱のためPCR検査を受ける場合に対象となるか。
- A. 保険適用となる場合は本事業の対象となりません。 ※症状がある場合は、医療機関等にご相談ください。
- Q10. 利用者に検査を受けさせる場合の注意点は。
 - A. ・強制的に受検させることはできません。同意書をとるなど、必ず本人(必要に応じて家族)の同意を得て、検査を実施してください。
 - ・入所者等(障がい児・者)の検査方法については、年齢や障がいの状況等によりどの方法が適当か、配置医師や協力医療機関の医師等とも相談する等により検討してください。
 - ※保健所では、自費検査に関する問い合わせに対応できませんのでご注意ください。
 - ・あらかじめ陽性者が発生した場合に備え、施設等における連絡体制や役割分担、人員体制の確保策、入所者の隔離・介護・搬送方法など必要と思われる事項を検討した上で、本事業をご活用ください。
- Q11. 区民以外の利用者に検査する場合も対象か。
 - A. 原則として足立区が援護を実施する者です。
- Q12. 新規に利用を開始する利用者が対象となる事業種別は。
 - A. 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービスです。なお、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に当該利用者と利用契約を締結した又は締結を予定している必要があります。
- Q13. 現在利用している利用者が対象となる事業種別は。
 - A. 共同生活援助のほか、令和4年4月1日より、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続 支援、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービスを追加しました。
- Q14. 施設入所支援の補助対象者は。
 - A. 直接に利用者を支援する職員のみです。ただし、保健所から濃厚接触者として認定された者が、、待機解除のためにPCR検査等を受診した場合に限ります。
- Q15. 検査の結果、陽性が判明し、入所(利用)に至らなかった場合には補助対象となるか。
 - A. 領収書等の検査したことがわかる書類がそろっていれば対象となります。
- Q16. 検査料の実費が補助額を超えた場合、その費用負担の取り扱いは。
 - A. 補助上限額(PCR検査20,000円・抗原定量(定性)検査7,500円)を超えた検査費用は補助対象外です。 超過した費用の負担方法は、事業者と受検者の間でご確認ください。
- Q17. 民間検査機関を検討する際の留意点は。
 - A. **医師が関与する検査機関を検討する**など、陽性が発生した場合に備え適切な検査機関で受検するようご対応ください。

なお、検査機関の選定の際は、厚生労働省の通知(令和2年11月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」)を確認いただいたうえで、インターネット等をご活用ください。

- 上記の場合でも受検機関が見つからない場合は、【障がい福祉課】にご相談ください。
- ※保健所では、自費検査の検査機関は案内できません。

Q18. 検査結果が結果が陽性となった場合の対応は。

- A. ・重症化リスクの高い方(高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など)などは、医療機関へ連絡しましょう。
 - ・検体採取日を0日目として5日間は外出を控え、かつ症状が軽快した場合でも、24時間程度は外出を控え、様子を見ることが推奨されます。
 - ※やむを得ず外出する場合、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について、詳細は厚生労働省ホームページ(下記)をご参照ください。

⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html

Q19. 利用者に受検の同意を得る場合に、どのような内容を確認し、同意を得ればいいか。

A. 想定される内容を参考として記載します。

【確認】

- ・発熱等症状がないこと(症状がある場合は、医療機関にご相談ください。)。
- ・検査には、その性質上、実際には感染しているのに陰性となること(偽陰性)や感染していないのに陽性になること(偽陽性)があること。

【同意】

- ・検査費用について、障がい福祉サービス等事業所によるPCR検査等経費補助事業を利用すること。
- ・検査結果が、施設宛てに連絡されること。
- ・検査の結果、陽性となった場合、施設等の指示に従っていただくこと。
- ・検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、 感染早期のため ウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があり、感染予防に努めること。

4 その他

- A. 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係 電話 03-3880-5255 FAX 03-3880-5754 E-mail syogai-kyufukin@city.adachi.tokyo.jp

R5.12.7時点